

市政

トピックス

CITY・TOPICS

4月から

市役所の組織が
変わります



4月1日より、市役所の組織が一部変わります。

◆都市政策部

マニフェスト事業の早期実現および都市政策における緊急の課題

に対応するために、新たにグループを設置します。

◇政策推進グループ

主な業務は、旧流作貯木場跡地利用、シルバー農園の整備、工業用地の拡大、マニフェスト事業の推進に関することなどです。

◆行政管理部

地方自治法の改正により、収入役が廃止され、市長の補助機関として会計管理者が設置されることとなったため、会計管理者が属する会計グループが行政管理部から外れます。

問合せ先

市役所人事グループ

☎ 52-11111 (内線209)

空き店舗を活用して
創業する方に
助成します

市内の商業活動を休止してから一定期間が経過した、空き店舗などを活用して商業・サービス業を開始しようとする場合、要件を満たす方に対して賃借料、店舗改装費を助成します。

ぜひ、ご利用ください。

補助対象要件

次のいずれも満たす方

・高浜市商工会会員である方

・高浜市創業支援資金融資制度に基づく融資を受けた方または高浜市商工会主催の創業支援セミナー「たかま経営塾」の受講を修了した方もしくは、その方と同一世帯の親族で、高浜市商工会会長の推薦を受けた方

補助対象経費と補助金額

補助対象経費 補助金の額など	賃借料	店舗改装費
補助金の額	賃借料に2分の1を乗じて得た額以内の額	店舗改装費に5分の1を乗じて得た額以内の額
限度額	1補助対象者につき月額5万円	1補助対象者につき40万円
補助期間	事業開始日の属する月の翌月から最長12か月間	賃借料の補助期間内で1回のみ

問合せ先

市役所地域産業グループ

☎ 52-11111 (内線271・272)

高浜市国民保護計画 作成

平成16年9月に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)が施行されました。

この法律に基づき、市では、外国からの武力攻撃や大規模なテロなどが万一発生した場合、国民の生命や身体、財産を保護し、国民の生活に及ぼす影響を最小限にするため、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃事態等の対処に関する措置について、計画を作成しました。

計画の作成にあたっては、国や県、指定公共機関の代表者や有識者で構成する高浜市国民保護協議会での審議や広く住民の意見を求めるためパブリックコメントを行いました。県との協議が終わりまりましたのでお知らせします。

計画の閲覧場所

市役所3階生活安全グループまたは市の公式ホームページ

問合せ先

市役所生活安全グループ

☎ 52-11111 (内線322・332)

